

日野市告示第177号

騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により指定された地域における規制基準（平成24年日野市告示第76号）の全部を改正し、次のとおり定める。

平成27年9月1日

日野市長

大坪 冬彦

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分			
	当てはめ地域	朝 6時～8 時	昼間 8時～ 19時	夕 19時～2 3時	夜間 23時～ 6時
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・前号に接する地先、水面 	40以下	45以下	40以下	40以下
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・※第1特別地域 ・無指定地域(第1種、第3種、第4種区域を除く。) 	45以下	50以下	45以下	45以下
第3種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域(第1特別地域を除く。) ・商業地域(第1特別地域を除く。) ・準工業地域(第1特別地域を除く。) ・※第2特別地域 ・前号に接する地先、水面 	55以下	60以下	←20時 55以下	50以下
第4種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ・※第3特別地域 ・前号に接する地先、水面 	60以下	70以下	60以下	55以下
<p>ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1項の5第1項病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第7項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該地から5デシベルを減じた値を適用する。</p>					
※特別地域		2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲			

付則

この告示は、平成27年9月1日から施行する。